

## 農地パトロールを実施します

三好市農業委員会では、8月から11月までの4か月間を「農地パトロール月間」とし、遊休農地(注1)や遊休化の恐れのある農地(注2)などの現状を把握するため、市内にある農地の利用状況調査を実施します。

この調査は、市内のかけがえない農地を守るため、遊休農地の実態把握、農地の違反転用・農地法許可案件・利用権設定の履行状況の確認などについて重点的に取り組みます。

農地パトロール期間中、農業委員などが皆さんの農地(私有地)に立ち入る場合がございますが、ご理解とご協力をお願いします。

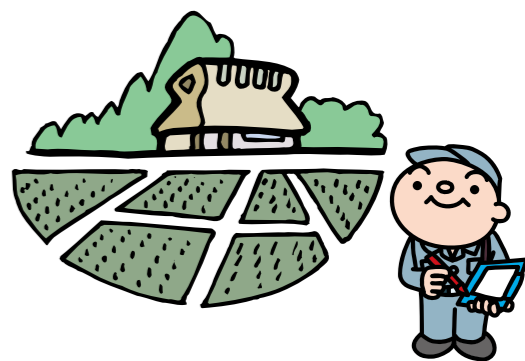
### 農地を適正に管理しましょう

農地は、農産物の生産の場であり、環境保全や景観の形成に欠かすことのできない大切な資産です。農地を一度荒廃させてしまうと、元の優良な農地に戻すには多くの時間と労力がかかります。また、農地を耕作しないで放

### 利用意向調査について

農地パトロール(利用状況調査)終了後は、遊休農地や遊休化の恐れのある農地の所有(管理)者に対し、今後の農地管理についての意向を確認する「利用意向調査」を実施します。

利用意向調査とは、先に実施した利用状況調査の結果、遊休化していると判断した農地の所有者を対象に「今後その農地をどのように利用していくのか」ご意向を確認するものです。また、農地を適正に利用していないことが確認できた場合、農業委員会として所有者等に対し、農地の管理等に関する指導



や相談に応じるなど遊休農地発生抑制、解消に向けた活動を実施します。

(注1) 遊休農地とは

過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も所有者等による農地の維持管理(草刈り、耕起等)や農作物の栽培が行われる見込みがない農地など

(注2) 遊休化する恐れがある農地とは耕作に従事していた者が死亡した農地や遠隔地に転居した者が所有する農地など

### 【お問い合わせ先】

三好市農業委員会  
電話 72・7621



## ご活用ください 補助制度

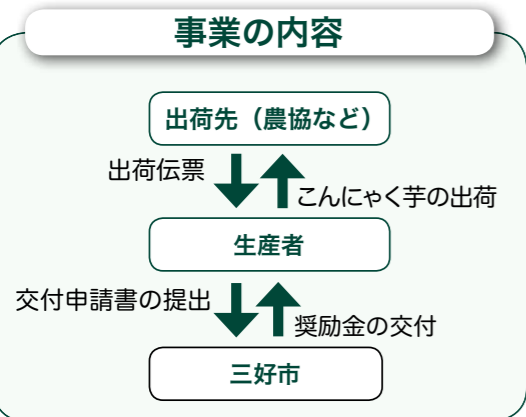
### 三好市特産物生産奨励事業奨励金制度

農地の遊休荒廃化の防止、自給率の向上および地産地消の推進を図るため、予算の範囲内においてこんにやく芋については出荷数量、そばについては耕作面積にに応じて奨励金を交付します。

### こんにやく そばを作りましょう

#### 奨励金の額(単価)

- そば(作付面積)  
1a当たり1500円
- こんにやく芋(収穫量)  
1kg当たり250円



□市内産玄そば(購入数量)  
1kg当たり100円

#### 奨励金の交付対象者

□三好市内に住民票を有していること(市税を滞納していない方に限る)

#### 奨励金の交付要件

□奨励作物が市内の水田・畑で作付け、生産されたものであること。

□生産されたこんにやく芋は市内の農協、飲食店、特産物販売所等へ出荷すること(荷受先の出荷伝票の写しを必ず提出してください)

□生産するそばは市職員の作付け状況の現地確認を受けること。

□水田の場合は経営所得安定対策交付金を申請していないこと。

※この奨励金が経営所得安定対策交付金のどちらかの選択になります。

□玄そばは、市内産のそばを市内在住の製麺加工販売業者が購入した場合に限る。

#### 提出書類

- 交付申請書
- 事業実施計画書

□出荷伝票の写し(こんにやく芋のみ)

□領収書などの写し(玄そばのみ)

※交付申請用紙は、農業振興課および各支所に準備しています。

#### 申請書提出期限

- そば  
平成28年9月20日
- こんにやく芋  
平成28年12月20日

□市内産玄そば  
平成29年2月10日

交付申請書、事業実施計画書に必要事項をご記入いただき、お近くの支所又は農業振興課へ提出してください。

※三好市では、ブランド産地戦略事業の振興作目として、「みつまた」「黄金ヒバ」「ブロッコリー」の苗に対する補助金も交付しています。詳細は、農業振興課または阿波みよし農業協同組合までご連絡ください。

### 【お問い合わせ先】

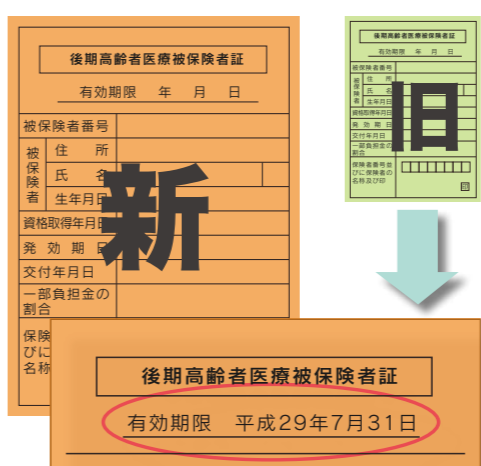
三好市役所 農業振興課  
電話 72・7617

## 8月は 保険証の 更新月です

後期高齢者  
医療制度被保険者の皆さまへ

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成28年7月31日」となっている、みどり色の「後期高齢者医療被保険者証」を1人に1枚お渡ししています。

7月中旬に保険医務課から有効期限「平成29年7月31日」と記載された新しい被保険者証(オレンジ色)をお届けします。8月1日以降は古い被保険者証は使えませんが、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。



ご確認ください  
新しい被保険者証の有効期限は、  
平成29年7月31日に  
なっています。

### 一部負担金の割合の判定方法

#### ① 1割負担となる方

■ 同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の方。

#### ③ 3割負担となる方

■ 被保険者が1人の場合  
住民税課税所得が145万円以上で、総収入の合計額が383万円未満は1割負担に(申請が必要)、383万円以上の場合3割負担となります。ただし、70歳以上75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割負担となります。(申請が必要)

#### ■ 被保険者が2人以上の場合

住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいて、被保険者の総収入の合計額が520万円未満は1割負担(申請が必要)、520万円以上は3割負担となります。

### 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄紫)をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成28年7月31日」となっています。

平成27年度の認定証をお持ちの方で平成28年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに保険医務課から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。認定証に記載されている適用区分が「区分II」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

### 【お問い合わせ先】

三好市役所 保険医務課  
電話 72・7613

# みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

人間が「命」という平等なものを受け、生きていく上で、人権は大切に守られていかなければなりません。しかし、現実には日常生活の中で人権をめぐるさまざまな問題が起きています。また、「人権」は目に見えないカチチとしてあるものではないため、人権侵害や不当な扱い、虐待などが実際に行われていても、なかなか表面化しないケースも多いと思われれます。そこで、地域住民の身近な相談相手として、人権擁護委員が法務大臣から任命され、啓発活動を行っています。

## 6月1日は人権擁護委員の日

人権の花運動は子どもの人権を守る活動として毎年実施しています。今年も市内の小学校6校（樫生・馬路・芝生・辻・三繩・山城）で「人権の花」事業を実施しました。子どもたちが相互に協力し合いながら、花々を栽培することによって、子どもたちの情操をより豊かにし、命の大切さや相手を思いやるという基本的な人権尊重の精神を身に付けてもらうことを目的として実施しています。私たちは、人と人とのかわり合



## 種をまこう

種をまこう 種をまこう 心の中に種をまこう わたしのこころ あなたのこころ みんなのこころに 生まれたばかりのやわらかいこころに 「人権」という名の種をまこう として 「思いやり」という名の水と 「愛」という名の栄養を たつぷりたつぷり そそいであげよう みんなの「笑顔」という名の陽をあびて きつと芽がでる 花が咲く やがて 大きな幸せの実が みのる (全国人権擁護委員連合会)

## 障害者差別解消法が施行されました

「障害者差別解消法」(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が4月1日に施行されました。

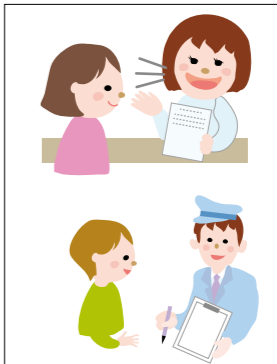
障害者差別解消法は、障害のある人もない人も、みんながお互いの人格や個性を尊重しながら、共に生活できる社会の実現に向け、障害を理由とする差別を解消することを目的としています。

障害を理由とする差別とは、障害を理由に正当な理由もなくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするなどの行為をいいます。また、障害のある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で、日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたら



例) 障害を理由にサービスの提供や入店を拒否してはいけません

例) 筆談や読み上げなど、障害の特性に応じたコミュニケーション手段で対応する



す原因となる社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利や利益が侵害される場合も差別にあたります。

障害を理由とする差別をなくすことは、社会全体の責務です。一人一人が障害について理解し、障害を理由とした不当な差別や制限といった差別に気づき、平等に暮らせる地域社会をつくるための心遣いを積極的に実践していきましょう。

## 【お問い合わせ先】

三好市役所長寿・障害福祉課  
電話 72・7610  
FAX 72・7605

在校生に水谷先生の講演をきかせてあげたいです。(未記入)

## 命

の糸を絶やさないで次の生命につながるという言葉に感動しました。夜回り先生に会えてよかったです!(60代女性)

## 子

どもや家族への不満、怒りはぶつけることなく、いつも笑顔を忘れないようにしたいと思いました。ありがとうございます。(60代女性)

## 本

当に心に衝撃を受けた講演でした。昼の生活の子どもが夜の生活を送ることのないようにみんなで見守っていかなくてはと思いました。子どもたちがまず身体の健康づくりをし、その上で心の健康が保たれるようにしていきたい。その協力をしていきたい。(60代女性)

## 人

として何が大切か思い起こされた。一人ではないのだということ、これからの日本を背負っていく子どもたちのために私たちに何かできるのか考えさせられました。(未記入)

地元で働いてみませんか

## 合同就職面接会を開催します

現在求職中の方はどなたでも参加いただけます。県内外の大学、短大、各種専門学校などへ通っている来春卒業予定のお知り合いの方にもぜひお知らせください。



【日時】  
8月26日(金)  
13時30分～15時30分

【場所】  
三好市池田総合体育館

【内容】  
三好市・東みよし町で求人中の企業(30社程度)との就職面接会

※予約なし、参加無料です。  
※何社でも面接ができますので、当日は履歴書を複数をご用意ください。

※参加企業(現在募集中)については、市ホームページ及び新聞の折込み広告等にて決定次第ご案内いたします。

## 【お問い合わせ先】

三好市役所商工政策課  
電話 72・7645

いけだスポーツクラブ  
8月の教室開設日

教室名	開設日	教室名	開設日
グランドゴルフサークル	毎週月・水・金	ヨーガ月曜コース	1・8・22
キッズ&ジュニアスポーツプログラム		ヨーガ木曜コース	4・18
Jr. バレーボール	1・8・22・29	肩こり予防&リフレッシュ体操	5
キッズサッカー	休み	フライングディスク	休み
カワイげんきアップ体操	21・27	さわやかママさん体操教室	25
ハンドボール	休み	レッツ体力づくり	10・24
※8月14日～16日の間、池田総合体育館のご利用は、個人利用のみとなります。			
史跡巡りウォーキング	18(大歩危・小歩危)	ロコモ予防教室	2・9・23・30
フラダンス	25		

☆場所はすべて池田総合体育館。ただし、フラダンスはフジヤマビル、グランドゴルフは吉野川運動公園。☆都合で曜日や時間の変更になる場合がございます。

## 【お問い合わせ先】

いけだスポーツクラブ  
電話 72・5755

## 三好市民大学講座・人権教育講演会

三好市教育委員会生涯学習・スポーツ振興課

☎72・3900

6月4日(土)、池田総合体育館において、三好市民大学講座および三好市人権教育講演会が開催されました。

講師に夜回り先生こと水谷修さんをお招きし、「未来のために、今、何ができるか」と題して講演をしていただきました。

水谷さんは、実際に経験された事例を紹介しながら、学校・家庭・地域で子どもをどう育てるか、大人も子どもも対等な立場で接することの大切さを強調しました。感謝の気持ちや伝えることができていない、それを言葉に出すだけで子どもの気持ちが変わって



いと思えました。(70代女性)

## 叱

るのではなくほめて認めてあげるように子どもや家族に接していかなければなりません。講演を聞いてほんとうによかったです。中学生や高